

「定型の容器を用いた運送に関する利用規約」の新旧対照表（2023年2月10日改定）

（変更箇所は下線で示しております。）

	旧	新
	制定 2019年9月17日 改定 2021年7月1日	制定 2019年9月17日 改定 <u>2023年2月10日</u>
第五条1項（加算料金の適用）	<p>1 当店は、以下に該当する場合、当店規定の料金（以下「加算料金」といいます）を適用します。</p> <p>（1）荷物の受取日又は引渡日が、以下の加算料金適用日（以下「適用日」といいます）である場合、以下の内容の加算料金を収受します。</p> <p>ア 土曜日・日曜日、又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合、作業日ごとにボックス1本につき土日祝日加算2,200円（消費税込み）</p> <p>イ 当店規定のシーズン加算対象期間（毎年3月20日から4月10日まで）内の場合、ボックス1本につきシーズン加算5,500円（消費税込み）</p> <p>ウ ア及びイどちらにも該当する場合、その両方を適用します。</p> <p>例）シーズン加算対象期間に受取日を土曜日、引渡日を日曜日とした場合、ボックス1本につきシーズン加算5,500円、土日祝日加算4,400円、合計9,900円（消費税込み）</p> <p>（2）荷物の受取り又は引渡しの時刻を、次の時間帯（以下「適用時間帯」といいます）で指定する場合、以下の内容の加算料金を収受します。なお、適用時間帯は、作業の開始時刻を指すものとし、作業の開始時刻から終了時刻までを指すものではありません。</p> <p>ア 「午前中」、「12時から15時」又は「15時から18時」の場合、作業日ごとに時間帯指定加算1,100円（消費税込み）</p>	<p>1 当店は、以下に該当する場合、当店規定の料金（以下「加算料金」といいます）を適用します。</p> <p>（1）荷物の受取日又は引渡日が、以下の加算料金適用日（以下「適用日」といいます）である場合、以下の内容の加算料金を収受します。</p> <p>ア 土曜日・日曜日、又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合、作業日ごとにボックス1本につき土日祝日加算2,200円（消費税込み）</p> <p>イ 当店規定のシーズン加算対象期間（毎年<u>3月16日</u><u>から4月5日</u>まで）内の場合、ボックス1本につきシーズン加算5,500円（消費税込み）</p> <p>ウ ア及びイどちらにも該当する場合、その両方を適用します。</p> <p>例）シーズン加算対象期間に受取日を土曜日、引渡日を日曜日とした場合、ボックス1本につきシーズン加算5,500円、土日祝日加算4,400円、合計9,900円（消費税込み）</p> <p>（2）荷物の受取り又は引渡しの時刻を、次の時間帯（以下「適用時間帯」といいます）で指定する場合、以下の内容の加算料金を収受します。なお、適用時間帯は、作業の開始時刻を指すものとし、作業の開始時刻から終了時刻までを指すものではありません。</p> <p>ア 「午前中」、「12時から15時」又は「15時から18時」の場合、作業日ごとに時間帯指定加算1,100円（消費税込み）</p>